

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-10
処分の種類	漁業生産組合の設立認可の取消			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第86条第3項で準用する第66条の2			
処分の概要	漁業生産組合の設立認可の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法第66条の2 組合が設立認可のあった日から90日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			